

令和 8 年 6 月 1 1 日

備前市議会第 2 回定例会追加議案書

備 前 市

備前市議会第2回定例会付議事件

議案第74号 備前市監査委員の選任同意について

議案第75号 調停の成立について

議案第74号

備前市監査委員の選任同意について

次の者を備前市監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

区 分	住 所	氏 名	生 年 月 日
議会選出	備前市*****	尾 川 直 行	昭和*年*月*日生

令和8年6月11日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第74号参考資料

履 歴 書

現 住 所 備前市*****

氏 名 梶 川 直 行

生 年 月 日 昭和*年*月*日生(*歳)

学 歴

職 歴

公 職 歴

議案第75号

調停の成立について

次のとおり調停を成立させることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名

岡山簡易裁判所 令和8年(ノ)第38号 所有権移転登記請求調停申立事件

2 申立人

岡山県備前市*****

** **

3 事件の概要

備前市は、申立人に対し、別紙物件目録記載1の土地について、昭和41年3月29日売買又は平成7年月日不詳時効取得を原因とする所有権移転登記手続をするとの調停を求めるもの

4 調停条項案

次頁調停条項案のとおり(調停条項案において「相手方」とは、備前市を指す。)

令和8年6月11日提出

備前市長 長 崎 信 行

調停条項案

- 1 相手方は、申立人に対し、本日、別紙物件目録記載1の土地(以下「本件土地」という。)を、代金370万円で売り渡し、申立人はこれを買受ける。
- 2 申立人は、相手方に対し、今後双方の合意により定める期日限り、4項の所有権移転登記を受けるのと引換えに、前項の売買代金を、相手方が発行する納入通知書により支払う。
- 3 本件土地の所有権は、前項の売買代金の支払と同時に申立人に移転する。
- 4 相手方は、申立人に対し、2項の売買代金の支払を受けるのと引換えに、本件土地につき、現状有姿で引き渡すとともに、所有権移転登記を行う。この登記手続費用は申立人の負担とする。
- 5 申立人は、相手方に対し、①申立人が所有する別紙物件目録記載2の建物(以下「本件建物」という。)の一部が、相手方が所有し管理する同目録記載3の水路(以下「本件水路」という。)上の一部を、②本件建物の東側側面に接続する形で設置されている駐車場(以下「本件駐車場」という。)の一部が、相手方が所有し管理する同目録記載4の道路(以下「本件道路」という。)上の一部を、それぞれ占有している可能性があることを認める。
- 6 申立人は、相手方に対し、今後、本件建物及び本件駐車場を取り壊して本件土地上に建物その他工作物を新築する場合には、事前に相手方との間で本件土地と本件水路及び本件道路との各境界について、協議し、前項の占有の問題を解消することを確約する。
- 7 申立人は、相手方に対し、本件土地の所有権が移転される場合(特定承継、包括承継を問わない。)、前2項の内容を新所有者に引き継ぐことを確約する。
- 8 申立人はその余の請求を放棄する。
- 9 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 10 調停費用は各自の負担とする。

(別 紙)

物 件 目 録

1 本件土地

所 在 備前市日生町日生字岩鼻
地 番 243番1
地 目 宅地
地 積 262.79m²

2 本件建物

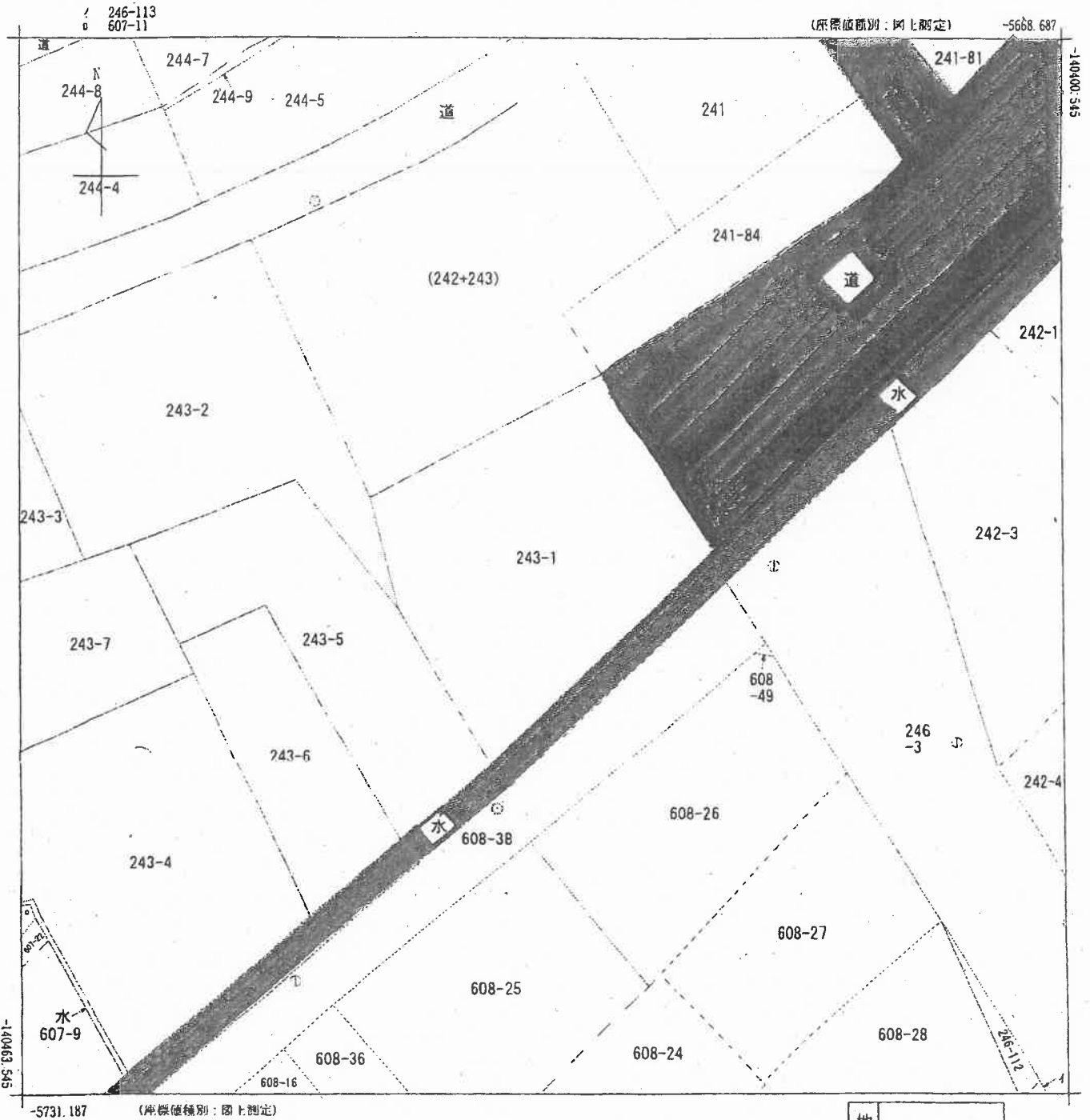
所 在 備前市日生町日生字岩鼻243番地1、243番地1先
家屋番号 243番1
種 類 倉庫
構 造 コンクリートブロック造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 134.34m²
2階 120.58m²

3 本件水路

別紙図面において「水」と記載された水路部分

4 本件道路

別紙図面において「道」と記載された土地部分



地番区域見出
日生町日生

請求部	所在	備前市日生町日生字岩鼻				地番	243番1			
出力尺	1/250	精度分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年9月			備付年月日(原図)	昭和57年3月9日		補事項			

議案第75号 調停の成立について

【 議案説明（議案書P3～P6） 所管：市民生活部日生総合支所 】

令和8年(ノ)第38号所有権移転登記請求調停申立事件は、申立人が建物を所有して占有を継続している別紙物件目録記載1の土地について、申立人の父が当時の日生町より払下げを受け、昭和41年3月29日に代金の支払いをしたが、所有権移転登記がされないまま現在に至ったこと、また申立人が平成7年に一部を増築して現在に至るまで本件土地の占有を続けていることを主張し、市に対して当該売買又は平成7年月日不詳時効取得を原因とする所有権移転登記手続をするよう求める調停を令和8年3月9日に岡山簡易裁判所に申し立てたものです。

本案は、同裁判所から出された調停条項案に従い、申立人が370万円を市に支払うことで、申立人に本件土地を現状有姿で引き渡すとともに、市が所有権移転登記手続を行う等の調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。